○農林水産省告示第二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市美馬町字正部一の一から一の三まで、二の一、二の二、三の一、三の二、四の一、五、一〇の二、一五の三、一八の三、一九、二〇の一、二〇の二、二二の一から二二の三まで、二三、二六の二、一六一、一六三の三、一六四の一、一七〇、一七一、二〇四の一、二〇四の二、二〇六、字惣後四七の一、四七の二、四八の一、四八の二、五五の二、五五の三、六一の一から六一の四まで、七四の一、七八、七八の二、七九、二三七の一、二三九、二四七の一、二四八の一、二四八の二、二四九、二五〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字正部一の一から一の三まで、二の一、二の二、三の一、三の二、四の一、五、一〇の二、一五の三、一八の三、一九、二〇の一、二〇の二、二二の一から二二の三まで、二三、二六の二、一六一、一六三の三、一六四の一、一七〇、一七一、二〇四の一、二〇四の二、二〇六、字惣後四七の一、四七の二、四八の一、四八の二、五五の二、五五の三、六一の一、六九、七〇、七一の一から七一の四まで、七四の一、七八、七八の二、七九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県大崎市（次の図に示す部分に限る。）、加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁並びに大崎市役所及び加美郡加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁並びに大崎市役所及び加美郡加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県大崎市（次の図に示す部分に限る。）、加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁並びに大崎市役所及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）